

「いざというときの支え」になりたい！

～地域生活支援拠点等事業が始まりました～

いざという時の緊急時の受入れ対応については
裏面をご覧ください

優先的に整備する機能

目指す姿

誰もが繋がり、
相談できる
安心して生活できる
優しい町
はえばる

②緊急時の 受入れ・対応

主介護者の急病等の緊急時の受入れや医療機関へ連絡等の必要な対応を行う

①相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う

段階的に整備する機能

③体験の機会・場

④専門的人材の
確保・養成

⑤地域の体制づくり

家族が高齢化しても、安心して地域で生活ができるよう、みんなで支えあえる町を目指します。

気軽に相談できる場所がたくさんあって、SOSを見逃さない町になりたいな。

地域生活支援拠点等事業に登録しませんか？

地域生活支援拠点等事業とは、障がいをお持ちの方が、重度化・高齢化したり、主介護者の方が一の事態に備え、地域の関係機関が協力して障害を抱えた方やご家族が安心して生活が送れる仕組みを作るものです。

このような方はご相談ください



例えば・・・

家事や介護をしてくれる家族が突然入院する事になったら、1人で生活する事が難しい・・・等

**拠点事業へ
事前登録をおすすめします！**

緊急時の受入れ・
対応機能

拠点事業に登録



登録用紙にご本人の障がい特性やお薬、配慮して欲しい事項等を記載して提出。

緊急事態発生！

本人・家族・関係機関

計画相談員または役場に連絡

短期入所施設（ショートステイ）
の受入れ調整をし、施設で過ごす

居宅介護（ヘルパー）を利用調整
して在宅で過ごす

※拠点事業にご登録いただいた施設に協力要請となります。

安心して在宅生活を送れる環境を整える

相談機能

南風原町には下記の通り相談窓口があります。どうぞお気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

- 障がい者福祉サービス利用に関すること： 計画相談支援事業所（児・者）
・町のHPに掲載されている「障害福祉サービス事業所等資源マップ」をご覧ください。
- 障がいを抱えた方やご家族の相談、計画相談からの相談、困難事例等に関すること：
南風原町社会福祉協議会CSW ☎098-889-3213
- 障害者虐待・成年後見制度・困難事例等に関すること：南風原町基幹相談支援センター
南風原町役場 保健福祉課 障がい者福祉班 ☎098-889-4416

地域生活支援拠点等事業お問い合わせ：

南風原町役場 保健福祉課 障がい者福祉班 ☎098-889-4416